

< 川越市 >

新井喜一氏を原告とする

「債務不存在(100万円を払う義務はない)確認請求」と
「名誉毀損損害賠償請求」裁判

2020年2月4日(第7回口頭弁論) 傍聴記

新井氏攻撃のトップを走った「女性弁護士は裁判の途中で消える」

元川越市議・新井喜一氏(2018年10月議員辞職)が原告となり、同氏からのセクハラ・パワハラ被害を受けたとマスコミや川越市議会、川越市に公言する一方で、新井氏に謝罪と100万円の支払を求めてきた、川越市役所職員女性A氏(「被告女性A氏」)を被告とする、名誉毀損損害賠償と債務不存在(100万円を払う義務はない)確認の裁判の第7回口頭弁論は、2月4日、さいたま地方裁判所川越支部で行われた。

新井氏側はいつもの通り、清水勉弁護士と出口かおり弁護士。

新井氏本人も堂々と原告席に座わる。

市のアンケートを「証拠」に採用する「不思議な裁判官！」

本件前回傍聴記でも報じたが、この裁判の斎藤憲次裁判長の訴訟指揮も、口頭弁論を重ねるごとに、あからさまに被告の味方をしているように思えてならない。本紙が法律の素人だから、そう見えるだけなのか？

この裁判長は坂下弁護士による文書送付囑託申立を認めた。

これは裁判で第三者が証拠となりそうな文書を持っている場合に、これを送るように裁判所が先方に依頼する手続きだ。強制ではないが、裁判所から依頼されれば、大抵の相手は応じるだろう。

本件では坂下弁護士が被告女性A氏の主張の根拠として、川越市が実施したハラスメントに関するアンケート調査の結果を証拠に採用したいと裁判所に申し立て、これを斎藤裁判長が認めたのである。

しかし、このアンケート調査とは、女性A氏が新井氏からセクシャルハラスメントを受けたと記者会見した一昨年（2018年）9月以降に川越市が行ったものだ。被告女性A氏に対する新井氏のハラスメントの事実を証明する証拠になるはずがない。被告女性A氏は「**証拠がある**」と言って新井氏に通知し、新井氏の回答を待たずに告発記者会見を行ったのだ。

当然、吉廣弁護士、坂下弁護士は新井氏を追い詰める確たる「**証拠**」があったからこそ新井氏の回答を待たずに堂々と記者会見を開いたのだ。そうでなければ、弁護士が被告女性A氏と組んで確たる証拠もないのに意図的に新井氏の政治生命を葬り去ろうとしたことになる。

それが真相なのか、吉廣弁護士は途中から法廷に全く姿を現さなくなってしまう。依頼者である被告女性A氏は、吉廣弁護士が法廷に出て来なくなっていることを知っているのだろうか。知っているなら、どう思っているのだろうか。吉廣弁護士は今後、法廷に姿を現わすのだろうか。

被告側には、あまりにも謎が多い。

第三者委員会も認めなかった「太ももを触った」を

再度主張する被告女性A氏の迷走

坂下弁護士は、1時間18分という長時間の部分が途切れている「**隠し録音の音声データ**」を証拠として出しただけで、長時間途切れていることの原因については、「**A氏がトイレに立つ際に録音を中断したからだ**」と弁解した。

「途中で録音を止めて、再度録音を始めるには録音機を操作する雑音が入っているはずだが、それが全くなくキレイな音声で始まっている。これは録音を再開するためのスイッチを入れたものではなく、録音されているものを途中でカットしたからではないか。カットしたようにキレイな録音で始まっているのはなぜか？」という清水弁護士の反論には、答えられないままだ。

そればかりか、前回の口頭弁論期日では、新井氏が「**女性A氏の太ももを触った**」という、第三者委員会でも認めていないことを、懲りずに主張し続けているのだ。「**被告女性A氏**」には、新井氏を告発し得るような「**証拠**」が最初からなかったことが、誰の目にも明らかとしか思えない状況になっただけで、である。そこへ来て、斎藤裁判長が「**被告女性A氏**」に助け舟を出すも同然の、後出しジャンケンの「**市のアンケート結果**」を取り寄せるという決定をした。

法律の素人である一般傍聴人でも、そのおかしな判断に「この裁判は、いまでも市の職員である被告女性A氏をどうあっても敗訴させるわけにはいかない、という出来レースではないのか？」と疑念を抱く。

「市のアンケート」は吉廣弁護士、坂下弁護士が行ったものではない。いわば他人のふんどしだ。自分のふんどしが無いから、他人のふんどしを借りる。そんな安易なことを、当事者双方に公平であるべき裁判所がさっさと許してしまっていていいものなのだろうか。

被告女性A氏の認否さえ見送る？ 斎藤憲次裁判長の「驚くべき判断」

今回の裁判でも清水弁護士は前回と同じ意見を法廷で述べた。

それは「被告はこちら（原告・新井氏）の主張に対して認否をしないまま、好き勝手な主張ばかりをしている」というものだ。

認否とは、相手の主張を認めるか、認めないかの答弁を意味する。

新井氏は被告女性A氏に名誉毀損の故意があると主張する根拠として、A氏が2度の記者会見を行うに至るまでの不自然な行動の数々（新井氏がA氏に視察旅行や酒席への動向、同席を強要したことは一度もなく、A氏がハラスメントの証拠として提出した録音の内容は終始なごやかな酒席であって、新井氏は他の参加者に酒を勧めるのと同じようにA氏にも勧めたにすぎないこと、A氏は代理人弁護士を通じて新井氏に対して慰謝料100万円の支払いを求める内容証明郵便を送付しながら、新井氏代理人の清水弁護士が、新井氏のA氏に対するセクハラやパワハラの事実が確認できるのであれば、清水弁護士が新井氏に対し、A氏に対して謝罪するよう助言すると回答してもなお話し合いを拒否し、2度目の記者会見を行ったことなど）を具体的に挙げて主張しているのだから、「被告女性A氏」は代理人・坂下弁護士らを通じて、A氏の行動に関するこれらの具体的な事実の主張について、認めるか認めないか、認否を明らかにする必要がある。

そうでなければ、今回の裁判で具体的にどのような事実関係が争われているのかがはっきりせず、審理が混乱しかねない。この点についても斎藤裁判長は、A氏側が認否しない姿勢を不問にしたのである。認否とはなにか？

清水弁護士にわかりやすく解説してもらった。

清水勉弁護士

「認否というのは、具体的に相手が言っていることに対して、それは認めるとか、これは認めないと主張する作業で、裁判で争点を整理するために必

要なやりとりです。原告と被告の争いについて、具体的にどのような事実関係に争いがあるのかを絞り込んでいき、争いある事実関係を中心に証人尋問などの証拠調べをするのが、普通の裁判の進め方です。ところが被告女性と代理人は、こちらの事実関係の主張を認否することなく、**ハラスメントは存在した**という自分の主張を繰り返すだけ。それを裁判官も容認しているのです」

前回裁判で、清水弁護士は斎藤裁判長に「**被告の認否を求めます**」と強く抗議していた。裁判長も被告に「**認否をするように**」と促していた。

それがこの日の裁判では、清水弁護士が書面に「**ハラスメントは存在しない**」という小見出しをつけていることにかこつけて、「**“存在する”と反論をしても無意味だから認否しなくていいのだ**」との被告の態度を、斎藤裁判長は許したのである。書面の小見出しに「**存在しない**」と書いてあっても、そこに書かれている事実については認否をすべきなのではないか。

これには本紙ばかりか、傍聴席の市民も「**どうなってんだ？この裁判所は…**」と驚きと疑念を漏らしていた。

**次回期日は4月9日午前10時30分。
おなじみの、さいたま地裁川越支部で開廷となる。**

裁判を重ねるごとに減っているのは被告弁護団だけではなく、被告側の応援傍聴者も毎回減っている。今回は、前回大勢で詰めかけていた女性応援団がほとんどいなくなっていた。

一方、新井氏の主張のほう正しいのではないかと気がつき始めた、新井氏の直接の支援者ではない一般傍聴人の数が増している。

出口弁護士によれば「**この裁判は、まだ中盤にさしかかったところ**です」とのことなので、事件の真相が暴かれる過程を、より多くの市民に目撃して頂きたい。